

子育て支援パスポート拡大業務委託仕様書

第1 業務名

子育て支援パスポート拡大業務委託

第2 業務の目的

当県では、子育て支援パスポートとして、平成 18 年度から「ぎふっこカード」の、平成 27 年度から「ぎふっこカードプラス」の運用を開始し、同時にこれらのカードを提示することで特典を受けることができる店舗を増やすことで、県内の子育て家庭を応援する機運の醸成を図ってきたところである。しかし、令和 5 年度アンケート調査では、これらのカードを利用できる店舗の増加を望む声は未だに強く、協賛店舗の獲得、各地域における協賛店舗数の格差解消等の取組が引き続き必要である。

本業務は、県内全域を対象として、子育て支援パスポートを周知し、協賛店舗の掘り起こしを行うことで、「ぎふっこカード」・「ぎふっこカードプラス」を利用できる店舗の充実を図るとともに、県内全体で子育て家庭を応援する機運の醸成を押し進めることを目的とする。

第3 業務を委託する期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

第4 用語の説明

1 りふっこカード

ぎふっこカードとは、「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業」において、県内の 18 歳未満の子どもがいる世帯及び妊娠中の方がいる世帯に交付されるカードをいう。

2 りふっこカードプラス

ぎふっこカードプラス（以下、ぎふっこカードと併せて「ぎふっこカード等」という。）とは、「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業」において、県内の 18 歳未満の子どもが 3 人以上いる世帯及び 3 人目の子どもを妊娠中の方がいる世帯に交付されるカードをいう。

3 岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業（以下「キャンペーン」という。）とは、県が対象世帯にぎふっこカード等を交付し、当該事業の趣旨に賛同した店舗、施設等（以下「協賛店舗」という。）においてぎふっこカード等を提示すると、各協賛店舗が定める特典の提供を受けることができる、地域全体で子育て家庭を応援していく取組をいう。

第5 業務委託料

1 業務委託料の構成

本業務に係る業務委託料は、「委託業務実施経費」に、「協賛店舗新規獲得実績応分額」(以下「実績応分額」という。)を加えた金額で構成されるものとする。

2 委託業務実施経費

委託業務実施経費は、消耗品費、備品費、人件費、事務経費その他の本業務の実施に要する経費として受託者が算定した金額(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

3 実績応分額

(1) 実績応分額の算定方法

実績応分額は、契約締結の日から令和7年3月14日(金)までの期間(以下「対象期間」という。)に受託者を經由して新たに登録を申請した協賛店舗の数(以下「獲得店舗数」という。)を下表に当てはめて得られる金額とする。

実績応分額算定表			
ぎふっこカード		ぎふっこカードプラス	
獲得店舗数	実績応分額	獲得店舗数	実績応分額
100件未満	0円	50件未満	0円
100件以上 200件未満	100,000円	50件以上 100件未満	100,000円
200件以上 300件未満	150,000円	100件以上 150件未満	200,000円
300件以上 400件未満	200,000円	150件以上 200件未満	300,000円
400件以上 500件未満	300,000円	200件以上 250件未満	400,000円
500件以上	400,000円	250件以上 300件未満	500,000円
		300件以上 350件未満	550,000円
		350件以上	600,000円

※表中の実績応分額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(2) 実績応分額に関する留意事項

獲得店舗数の計上方法は、次に掲げるとおりとする。

- 新たに特典の登録(既に登録された特典の変更を含まない。)を申請した協賛店舗でぎふっこカードに係る特典を設定したものは、実績応分額算定表のぎふっこカードの獲得店舗数に計上し、ぎふっこカードプラスに係る特典を設定したものは、同表のぎふっこカードプラスの獲得店舗数に計上する。

- ・一度の登録の申請によりぎふっこカード及びぎふっこカードプラスの両方に係る特典を設定した場合は、実績応分額算定表のぎふっこカード及びぎふっこカードプラスの両方の獲得店舗数に計上する。
- ・受託者を經由せず登録を申請した協賛店舗については、実績応分額の算定基礎に含めないものとする。

第6 業務の内容

受託者は、次に掲げるとおり事務局を設置し、業務を行うものとする。なお、各業務の具体的な実施方法等については、当該各業務に着手する前に県と協議して決定すること。

1 事務局の設置

受託者は、本業務を実施するに当たって、次に掲げるとおり事務局を設置すること。

(1) 業務内容

事務局は、協賛店舗その他の企業、店舗等及び県民からの問合せに対応し、その他本仕様書に定める業務を実施するものとする。

(2) 開設日等

ア 開設日

開設日は、毎週の月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及びお盆、年末年始その他の県が別途承認する期間については、この限りでない。

イ 開設時間

開設時間は、午前9時から午後5時までとする。なお、開設時間外の電話による問合せに対しては、自動応答メッセージが流れるよう措置すること。

(3) 体制

事務局の体制は、開設時間帯において、協賛店舗その他の企業、店舗等及び県民の問合せに対応できるものとする。

(4) 設備

事務局は、専用の電話回線・FAX回線を設置し、及び専用のメールアドレスを取得すること。

(5) セキュリティ対策

事務局は、ウイルスバスターその他の適切なセキュリティソフト及び強制BCC機能を備えたメール誤送信防止ツールがインストールされたパソコンを使用すること。

(6) 事務局情報の公表

事務局の住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス等は、ぎふっこカード等に関する問合せの窓口として、外部に公表できるものであること。

2 協賛店舗の獲得

(1) 協賛店舗の獲得に向けた営業活動

受託者は、適宜県と連携して、対象期間内に、ぎふっこカードの協賛店舗については500件、ぎふっこカードプラスの協賛店舗については350件以上獲得することを目標として、企業、店舗等の訪問、チラシ等の配布その他の営業活動を行い、ぎふっこカード等を利用できる店舗の拡大に取り組むこと。

(2) 重点活動地域

西濃地域については重点活動地域とするため、その他の地域と比較して強化された営業活動の手法を提案すること。なお、各地域を構成する市町村は下表のとおりである。

地域名	市町村名
岐阜地域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町及び北方町
西濃地域	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町及び池田町
中濃地域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村及び御嵩町
東濃地域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市
飛騨地域	高山市、飛騨市、下呂市及び白川村

(3) 協賛店舗の登録等に係る申請への対応

受託者は、業務委託期間内に協賛店舗の登録、登録内容の変更及び中止の申請（以下「各種申請」という。）があったときは、当該各種申請を受け付け、次のとおり対応すること。

ア 申請の受付

申請書について、記載事項の確認を行った上で、県に提出すること。また、提出された申請書の内容について県が疑義を示した場合等においては、申請者に当該疑義事項の確認を行い、必要に応じて補正を依頼し、及びその結果を県に報告すること。

イ 各種申請の受付状況に係る報告

各種申請の受付状況について、一覧表に取りまとめの上、申請書類と併せて隔週で県に提出すること。なお、一覧表は任意の様式とする。

ウ 啓発用物品の送付

受託者は、県から協賛店舗の登録又は登録内容の変更に係る手続の完了の連絡があったときは、当該協賛店舗に対して、下表のとおり啓発用物品を送付すること。

啓発用物品	登録	登録内容の変更
通知文書	○	○
ステッカー・ポップ	○	○
参加店舗向けマニュアル	○	—

(4) 協賛店舗の実態把握

協賛店舗の実態把握を定期的に行い、各協賛店舗の登録情報に誤りがないことを確認すること。また、各協賛店舗の実態が登録情報に適切に反映されていないときは、是正すること。

(5) 活動報告及び方針協議

- ・受託者は、各種申請の受付状況と併せて、営業活動の状況を報告すること。なお、当該報告に係る報告書は、任意の様式とする。
- ・受託者は、3か月に一度を目安として、営業活動の状況、協賛店舗の獲得状況等を踏まえて、以降の営業活動方針を県と協議すること。

3 広報活動

(1) 広報活動の手法

受託者は、広報誌、Web メディア等のほか、必要に応じて業界団体の会報、専門紙その他の広報媒体を活用し、店舗、施設等及び子育て家庭のそれぞれを対象として、対象期間内に少なくとも計4回以上広報を行うこと。なお、広報活動の詳細については、事前に県に協議し、その承認を得ること。

(2) 活動報告

受託者は、広報活動を行ったときは、広報に利用した広告媒体を添えて、広報活動の結果を県に報告すること。なお、当該報告に係る報告書は、任意の様式とする。

第7 事業計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、業務実施体制表及び全体スケジュールを作成し、県の承認を得ること。

第8 実績報告書等の提出

受託者は、委託業務完了後、令和7年3月31日（月）までに、次に掲げる書類を提出すること。

- ・委託業務完了届
- ・業務報告書（業務実施結果及びその評価、分析等を記載すること。）

第9 契約条件

1 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たって、関係する法令及び要綱等を遵守すること。

2 支払条件等

県は、委託業務完了後、業務委託料を支払うものとする。なお、この場合における支払額は、業務報告書等の検査を経て確定した金額とする。

3 関係書類等の管理・保存

受託者が本業務を行うに当たって作成し、又は受領した文書等は、岐阜県公文書規程（昭和44年訓令甲第1号）に準じて適正に管理・保存を行い、本業務完了時においては、県の指示に従い保管し、又は県に引き渡すこと。また、当該文書等は、委託業務終了後5年間は受託者において保管すること。

4 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ県が承認した場合は、この限りでない。

5 情報セキュリティ対策

受託者は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

6 個人情報保護

受託者は、本業務において個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の個人情報をいう。）を取り扱う場合は、別記 2 「個人情報取扱特記事項」及び個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。

7 著作物の利用

別記 3 「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱うこととする。

8 守秘義務

- ・受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、及び自己の利益のために使用し、並びに本業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、本業務終了後においても同様とする。
- ・受託者の責めに帰すべき情報の漏えいが発生した場合は、そのことによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、受託者が自己の責任において処理しなければならない。
- ・受託者の使用人が異動、退職等により本業務を離れる場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければならない。
- ・本業務の再（々）委託先についても、受託者と同等の守秘義務を負うものとする。

9 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、若しくは事務所等に立ち入り、関係帳簿類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をする場合がある。このことは、本業務終了後においても同様とし、このことにより受託者に発生する経費は、受託者の負担とする。

10 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

11 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、県は契約を解除することができるものとし、この場合において県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は、次期受託者が円滑に、かつ、支障なく本業務を実施できるよう引継ぎを行わなければならない。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害等の不可抗力その他の県及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務の継続の可否について両方で協議を行い、一定の期間内に協議が整わないときは、事前に書面で通知することにより、それぞれが契約を解除することができるものとする。

12 その他

本仕様書に明示のない、又は業務上疑義の生じた事項については、両者協議の上、業務を実施するものとする。

別記 1

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USB メモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、県に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、県からの要求があれば書面で県に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が県の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、県の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び県が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、県の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が県に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、県が指示した場所以外で利用してはならない。

（情報資産の適切な管理）

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について県に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 県の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により県が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、県の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 県の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡された情報資産を複製し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに県に引き渡すこと。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を県へ提出すること。

（情報資産の利用及び提供の制限）

第9条 受託者は、県の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（再委託）

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、県への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

- 2 受託者は、県に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、県の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけると

ともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

- 4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

（調査）

第11条 県は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

（指示）

第12条 県は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

（事故等報告）

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに県に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、県の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、県が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

（実施責任）

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

- 2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

（納品物のセキュリティ）

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく受託者に連絡し、受託者からの指示によりユーザー及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

（体制報告書）

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、県に提出しなければならない。

（実施報告書）

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、県に提出しなければならない。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよ

う努めなければならない。

- 2 受託者は、県からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、県に受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報
を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判
読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したと
きは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、
責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を県に提出しなければならない。
- 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければなら
ない。

（秘密の保持）

第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知
らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された保有個人情報が記
録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りで
ない。

（再委託の禁止）

- 第11 受託者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託するこ
とをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようと
する場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾
を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

- 3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるととも
に、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個
人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方
法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の
求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。
ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受託者は、県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

第13 県は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めると及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受託者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 15 県は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。

別記3

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 イラスト
- 三 写真

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。

- 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 受託者は、甲に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 県は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、県に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、県に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(CD-R)を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に甲に移転する。